

舟橋村教育大綱

平成28年3月

舟 橋 村

はじめに

1 教育大綱の策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という）の一部が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の第2期教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。この法の趣旨に基づき、舟橋村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針を舟橋村教育大綱（以下「大綱」という）として定めることとします。

この大綱は、本村の教育行政に関する村民の意向をより反映させるため、法に定める村長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議、調整した上で策定するものです。

2 教育大綱の位置づけ

この大綱は、本村の教育行政を推進するための基本指針となるものです。平成23年3月に策定された第4次舟橋村総合計画（平成23年度～平成32年度）「命かがやく 笑顔あふれる しあわせいっぱい ふなはし」の教育、生涯学習・生涯スポーツ、芸術・文化・交流活動などの基本方針と整合性を図りつつ、定めるものです。

3 教育大綱の対象期間について

この大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象期間とします。ただし、今後の社会情勢などの変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

舟橋村教育大綱

家庭、学校、地域が、それぞれの役割を果たし、相互に連携して教育環境の充実を図ります。将来の舟橋村を担う子どもたちが心身ともに健康で、学ぶ喜びと豊かな心を身につけるように育みます。また、村民一人ひとりが生涯にわたって学ぶ心もち、豊かな人生を送ることができるようにします。

第4次舟橋村総合計画に掲げる「命かがやく 笑顔あふれる しあわせいっぱい ふなはし」を実現するために、「大綱」を次のように定めます。

舟橋村教育大綱の基本方針

村政全体として教育や人材育成を総合的に推進するために、次の三つを基本方針とします。

【基本方針1】

基礎学力や体力の向上を目指した独自性のある教育の実施、学校施設の整備など学校教育の充実を図り、心身ともに健康でたくましく心豊かな子どもの育成を図る。

【基本方針2】

図書館をはじめとした生涯教育施設の充実や学習機会の創出に努めるとともに、住民の主体的な芸術・文化、スポーツ活動を推進し、社会の要請に応じた様々な活動ができるように環境整備を図る。

【基本方針3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに、地域社会全体で基本的な社会性や豊かな人間性を育む教育風土の醸成に努める。

【基本方針 1】

基礎学力や体力の向上を目指した独自性のある教育の実施、学校施設の整備など学校教育の充実を図り、心身ともに健康でたくましく心豊かな子どもの育成を図る。

(主な取り組み)

- ・進んで学び、ともに学び合う活動を通して、「確かな学力」「健康な体」を身につける教育を推進する。
- ・教職員の資質向上を図るとともに、小・中一貫性をもった信頼される学校づくりを推進する。
- ・児童・生徒の実態に応じた適切な指導を行う特別支援教育の推進を図る。
- ・農業体験学習を実施するなど、食育教育を推進し食に関する意識や知識の向上を図る。
- ・道徳教育を基盤に、いじめ防止対策の充実を図り、安心・安全な教育環境を整備する。
- ・教育施設・設備の点検・補修を確実に実施し、保健・衛生の充実を図る。
- ・ICTの活用を積極的に行い、質の高いICT教育活動を推進する。
- ・地域の教育資源を活用した、特色あるふるさと教育、環境教育を推進する。
- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業など、地域と学校が連携した社会体験学習を推進する。

【基本方針 2】

図書館をはじめとした生涯学習施設の充実や学習機会の創出に努めるとともに、住民の主体的な芸術・文化、スポーツ活動を推進し、社会の要請に応じた様々な活動ができるように環境整備を図る。

(主な取り組み)

- ・生涯学習や生涯スポーツの環境整備や指導員の育成などを進め、身近で気軽に集える環境をつくる。
- ・舟橋会館や図書館を生涯学習の拠点として、住民のニーズを把握し各種講座や村民大学の開催など、生涯学習機会の創出を図る。
- ・既存のスポーツ団体をもとに生涯スポーツの各種教室や講座の充実を図る。
- ・芸術・文化活動、スポーツ活動を行う団体の育成及び支援に努め、成果の発表などの機会の創出を図る。
- ・郷土の文化財の保存と活用に努め、村の歴史に触れる機会の創出を図る。
- ・外国人との交流会や語学教室の開催など国際交流の推進を図る。

【基本方針 3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに、地域社会全体で基本的な社会性や豊かな人間性を育む教育風土の醸成に努める。

(主な取り組み)

- ・ 青少年の健全育成活動を推進し、地域が一体となった人権尊重の精神の醸成を図る。
- ・ 青少年の非行防止の啓発を行うなど、若者が健やかに成長するために、地域全体で守り育てる環境づくりに努める。
- ・ 住民の防犯・交通安全意識を高め、犯罪や事故のない安全・安心の環境整備の充実に努める。
- ・ 青少年が活躍できる芸術・文化、スポーツ活動を支援する。

体系図

舟橋村総合教育会議

策定

舟橋村
教育大綱

即する

参酌

・ 第4次舟橋村総合計画

・ 教育基本法
・ 第2期教育振興計画

基本方針3
基本的な社会性や豊かな人間性を育む教育風土の醸成

基本方針2
社会の要請に応じた様々な活動ができるような環境整備

基本方針1
心身ともに健康でたくましく心豊かな子どもの育成